令和５年６月１日

経営事項審査制度の改正に伴う主観点の見直し（「エコアクション２１」の加点の見直し）について

大阪府総務部契約局

　令和５年１月１日から実施された経営事項審査制度の改正に伴い、大阪府における等級区分（ランク付け）の実施方法等を次のとおり見直すことになりましたので、お知らせします。

**１　令和６年度の等級区分から、エコアクション２１を経営事項審査で加点評価を受けている場合には、主観点での加算対象外とします。**

　　現在、大阪府では５業種の工事（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）について等級区分を実施する際、次の認証を受けている場合、主観点として環境点を加算できます。

　　・エコアクション２１　４点

　　・ＫＥＳ（ステップ１）２点

　　・ＫＥＳ（ステップ２）４点

　　・エコステージ（ステージ１）２点

　　・エコステージ（ステージ２）４点

※ただし、経営事項審査結果でＩＳＯ１４００１の加点評価を受けている場合を除く。

　　改正後の経営事項審査で制度では、エコアクション２１取得企業に対し、経営事項審査点数（Ｐ点）に加算されることとなりました。

　　このため、令和６年度の主観点加算（環境点）において、エコアクション２１を経営事項審査で加点評価を受けている場合には、加算対象外とします。

　改正前

　等級区分評点＝経審結果の総合評定値（P）＋地元点（100点）＋福祉点（8点）＋環境点（2点又は4点）

　・環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション２１」、「ＫＥＳ」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でＩＳＯ１４００１の加点評価を受けている場合を除く。）

改正後

等級区分評点＝経審結果の総合評定値（P）＋地元点（100点）＋福祉点（8点）＋環境点（2点又は4点）

　・環境点は、建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション２１」、「ＫＥＳ」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算する。（ただし、経営事項審査結果でＩＳＯ１４００１又はエコアクション２１の加点評価を受けている場合を除く。）

**２　実施時期**

　今年度実施予定の令和６年度建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付から

　（令和５年度の入札参加資格審査申請の随時受付には適用しません。）

　※令和６年度の等級区分及び発注工事金額、並びに建設工事競争入札参加資格審査の定期受付の実施スケジュール等は、別途ホームページにてお知らせします。

**３　問い合わせ先**

　大阪府　総務部　契約局　総務委託物品課　総務・資格審査グループ

　電話：０６－６９４４－６４２９・６８０３